

至レモ 昨来セサル 爲ノ 今日ノ 交渉ハ一日  
延ビリ

昨今三月廿九日午前時三十分頃 交渉委員 秋田  
奈良吉 松原市太郎 小林勝次 (交渉委員 西平平造)  
ノミカハ 彼藤田正毅ト同伴 折主ニ面會セシ  
米ノタルモ 依然 折主不在ト稱シ 面會セシ  
向ノ折主代ヲ 會見シタルモ 職上側ハ 種  
ノ事項ヲ 要求スルモ 従勞ニ終ルハキツ 應リ  
タルモ ノハラム歟 前赴ノ 勘定書 復ヲ更ニ 讓  
弗レモ 元々ヲ 要請セリ

三月廿九日  
西平平造

三月廿九日 解雇セラルタル 橋本 小林  
勝次 國井 榮太郎 ノ 兩名ハ 大正三年  
入籍シタルモ 不拘 大正四年 六月又  
降ノ 手當ヲ 支給シタルヲ以テ 大正三  
年以降 全七年 大月ニ至ル迄ノ 手當ヲ  
追加支給セラルレタキナト

四 被解雇職工(臨時職工) 田川 長外 十四名  
ニ對スル 規定ハ 解雇手當ヲ 支給セラ  
レタキナト

四 被解雇者中 大正三年 九月以前ヨリ  
勤續シタルモノニ對スル 若干ノ 包ミ  
金ヲ 支給セラルレタキナト

以上三項、認容ヲ 懇請シ 明ニ十四日午後一  
時迄ニ 回答セラルレタシ 回答ナキニ於テハ  
訴訟ヲ 提起スヘシト 稱シ 島野 技師ヨリ 單ニ  
稟取 折主ニ 傳フヘシト 告方 職上側ハ 引取リ  
タルカ 元米 第二項 要求 折主側ハ 會社ニ於  
テ 協濟 職工ニ對シ 規定ハ 解雇手當ヲ 支給  
スルノ 限りニ 非ヌト 主張シ 莫ク 支給シ 拒絶  
シ 居レリ 莫新 情ヲ 約ヌニ 答年 六月二十  
九日 今折ノ 前 回 申 議 解 未 當 時ニ 於テ 閣  
題トナリタル 所ニシテ 申 業 主ハ 今 年 大 月 手  
九日 以前ニシテ 月ヲ 終 過 止ルモノニ對シ